

第25号議案

加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事変更請負契約締結の件

加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、加東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年加東市条例第46号）第2条の規定により、議決を求める。

令和5年3月1日提出

加東市長 岩根 正

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事変更請負 |
| 2 契約の金額 | 変更前 金392,973,900円 |
| | 変更後 金401,523,100円 |
| | 増額 金8,549,200円 |
| 3 契約の相手方 | 兵庫県姫路市辻井1丁目1番23号
株式会社赤鹿建設
代表取締役 |
| 4 支出予算科目 | 令和4年度加東市一般会計予算
(款) 教育費
(項) 教育総務費
(目) 小中一貫校整備費 |

第25号議案 説明資料1

- 1 施工場所 加東市天神56番地（加東市立東条学園小中学校）
2 工期 変更前 令和4年6月25日から令和5年3月24日まで
変更後 令和4年6月25日から令和5年3月30日まで
3 変更内容

契約の金額	変更前	変更後	増額
	392,973,900円	401,523,100円	8,549,200円

主な変更内容

- (1) 駐車場アスファルト舗装の一部を碎石舗装に変更

駐車場の一部で、将来学校テニスコートの整備を検討していることから、アスファルト舗装の一部を碎石舗装へと変更する。あわせて、電気配管及び電源・照明設備の配置変更を行う。

- (2) 解体工事による建設廃棄物数量の増

旧校舎施設及び地中内構造物の撤去数量確定による。

- (3) 既存雨水側溝の改修

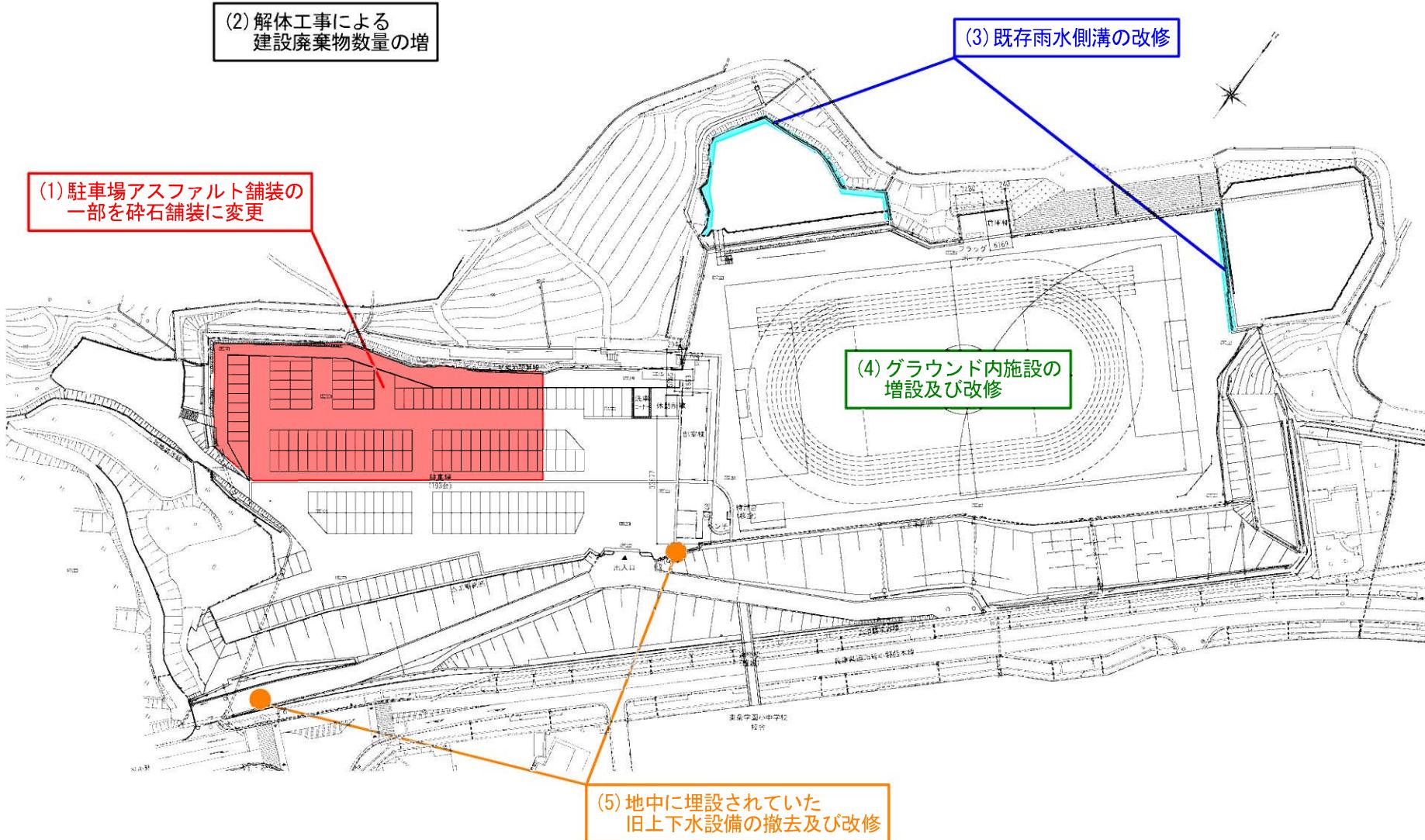
老朽した既存雨水側溝の改修を行う。

- (4) グラウンド内施設の増設及び改修

グラウンド内散水栓、ポール時計及び石灰庫の増設を行う。また、再利用する砂場枠等の施設改修を行う。

- (5) 地中に埋設されていた旧上下水設備の撤去及び改修

地中に埋設されていた旧上下水設備の撤去及び改修を行う。



加東市立東条学園小中学校駐車場整備ほか工事 第2回変更概要